

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

認定調査員テキスト 2009 改訂版の修正について

（平成23年3月改訂）

計4枚（本紙を除く）

Vol.177

平成23年3月1日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（介護認定係・内線 3944）
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 日

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

認定調査員テキスト 2009 改訂版の修正について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、認定調査員テキスト 2009 改訂版については、平成 21 年 9 月 30 日付事務連絡「要介護認定等の方法の見直しに係る Q & A 及び認定調査員テキスト 2009 改訂版正誤表の送付について」の中で「認定調査員テキスト 2009 改訂版正誤表」を示したところですが、このたび、それ以外の誤字・脱字の修正も行った反映版を、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

(URL http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/dl/text2009_2.pdf)

修正部分は別紙の通りですが、現行の認定調査の基準を変更するものではありませんのでご留意下さい。

なお、認定有効期間の省令改正に伴い、介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版についても修正する予定ですので、修正が完了し次第厚生労働省ホームページに掲載するとともに、再度事務連絡でお知らせしますのでよろしく願いいたします。

認定調査員テキスト2009改訂版 修正箇所

番号	箇所	修正前	修正後	分類
1	18ページ 5. 認定調査票(基本調査)の記載方法と留意点 12行目	介助の方法	〔介助の方法〕	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
2	18ページ 5. 認定調査票(基本調査)の記載方法と留意点 19行目	有無(BPSD関連)	〔有無(BPSD関連)〕	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
3	19ページ (1)基本調査の確認(一次判定の修正) 6行目	「見守り」	「見守り等」	誤字・脱字の修正
4	24ページ ①朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合の選択基準 7行目	「2.見守り」	「2.見守り等」	誤字・脱字の修正
5	61ページ 1-11つめ切り ④「実際の介助の方法」が不適切な場合 特記事項の例 下段	デイサービスで入浴後に、施設職員が切っているが、デイサービスに行かないときなどは自分でできることもあるとのこと。身体機能維持の観点から、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。ビーズ手芸などを趣味にしており、細かい作業や、はさみなども使用することなどから、「1.介助されていない」を選択する。	デイサービスで入浴後に、施設職員が切っているが、デイサービスに行かないときなどは自分でできることもあるとのこと。身体機能維持の観点から、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。ビーズ手芸などを趣味にしており、細かい作業や、はさみなども使用できることなどから、「1.介助されていない」を選択する。	誤字・脱字の修正
6	65ページ 1-12視力 (4)異なった選択が生じやすい点 対象者の状況	強度の視野狭窄があり、外出ができない等の日常生活での支障があり、約1m離れた距離でも、視野から少しでも外れると全く見えない。視野内に確認表をおけば見える。	強度の視野狭窄があり、外出ができない等の日常生活での支障がある。視力確認表を本人の正面に置くと、約1m離れた距離に置いた場合でも、目の前に置いた場合でも、視野狭窄により全く見えない。視野狭窄のない視野内に視力確認表を置き直すと約1m離れた距離から見える。	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正

番号	箇所	修正前	修正後	分類
7	65ページ 1-12視力 (4)異なった選択が生じやすい点 正しい選択肢と留意点等	「4. ほとんど見えない」を選択する。	「1-12視力」の確認方法においては視野狭窄や視野欠損等がある場合も、あくまでも本人の正面に視力確認表をおいた状態で行うことが原則であり、「約1m離れた視力確認表の図」が見えない状況に加え、「目の前に置いた」場合にも見えないことから、「4. ほとんど見えない」を選択する。	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
8	74ページ 2-2移動 (3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 特記事項の例 上段	現在、入所中であり、場所の理解ができず、排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面で手を引いて案内する必要があるため、「2.一部介助」を選択する。週2回、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに10分程度かかることが発生しており手間がかかっている。	現在、入所中であり、場所の理解ができず、排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面で手を引いて案内する必要があるため、「3.一部介助」を選択する。週2回、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに10分程度かかることが発生しており手間がかかっている。	誤字・脱字の修正
9	81ページ 2-5排尿 (1)調査項目の定義 3行目	「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿直後の掃除」	「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除」	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
10	82ページ 2-5排尿 (3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 特記事項の例 上段 2行目	「3. 一部介助」を選択する。	「3. 一部介助」を選択する。	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
11	84ページ 2-6排便 (1)調査項目の定義 3行目	「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便直後の掃除」	「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便後の掃除」	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
12	88ページ 2-7口腔清潔 ③「実際の介助の方法」が不適切な場合 特記事項の例 下段 3行目	「2.見守り等」	「2.一部介助」	誤字・脱字の修正
13	96～98ページ 2-11ズボン等の着脱 ページ上部枠内	ズボンの着脱(介助の方法)	ズボン等の着脱(介助の方法)	誤字・脱字の修正

番号	箇所	修正前	修正後	分類
14	98ページ 2-11ズボン等の着脱 ④「実際の介助の方法」が不適切な場合 特記事項 下段	自分 の ズボンをはくことができるが、時間を要するため職員が全介助で行っている。動きは緩慢であるが、ズボンを引き上げるなどの行為は自分で行うこともできるとのことであった。身体機能の維持の観点から、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。指先の動きが悪くボタンには介助を行うことが適切と考え、「3.一部介助」を選択する。	自分 の ズボンをはくことができるが、時間を要するため職員が全介助で行っている。動きは緩慢であるが、ズボンを引き上げるなどの行為は自分で行うこともできるとのことであった。身体機能の維持の観点から、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。指先の動きが悪くボタンには介助を行うことが適切と考え、「3.一部介助」を選択する。	誤字・脱字の修正
15	107ページ 3-5自分の名前を言う (3)調査上の留意点及び特記事項の記載例	<u>なお、調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。その場合、調査当日の状況と日頃の状況との違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載する。</u> 旧姓でも、「自分の名前をいう」ことができれば、「1.できる」を選択する。	<u>旧姓でも、「自分の名前をいう」ことができれば、「1.できる」を選択する。</u> <u>なお、調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、一定期間(調査日より概ね過去1週間)の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。その場合、調査当日の状況と日頃の状況との違い、選択した根拠等について、具体的な内容を特記事項に記載する。</u>	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
16	114ページ 本文3行目	「あったか、なかったと」	「あったか、なかった か と」	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
17	130ページ 4-15話がまとまらず、会話にならない (1)調査項目の定義 3行目	「話 し 」	「話」	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
18	132ページ 5-1薬の内服 (1)調査項目の定義 2~3行目	「(水を飲 ませる)」	「(水を飲 む)」	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正
19	142ページ 5-5買い物 (3)調査上の留意点及び特記事項の記載例 3行目	「当該 の 」	「当該」	平成21年9月30日付け事務連絡における正誤表に基づく修正